

入 札 説 明 書

令和7年札幌市告示第4844号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年11月28日

2 契約担当部局

〒005-0861 札幌市南区真駒内129番地3
札幌市環境局環境事業部駒岡清掃工場管理係
電話：011-596-7586 FAX：011-596-7587
komaoka-seisoukoujou@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 調達する役務名
旧駒岡清掃工場産業廃棄物収集運搬処分業務（泡消火薬剤）
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書による。
- (3) 履行期間
契約日から令和8年3月20日まで
- (4) 履行場所
旧駒岡清掃工場（札幌市南区真駒内602番地）
- (5) 入札方法

総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の10%に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市又は北海道から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、本業務における対応品目「廃アルカリ」の産業廃棄物収集運搬業務及び処分業の許可を受けている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 参加申請期限、入札書提出期限等

- (1) この一般競争入札に参加希望する者は、入札参加資格確認申請書を、産業廃棄物収集運搬業許可証（写）、産業廃棄物処分業許可証（写）を添付の上、令和7年12月9日（火）16時30分までに、上記2宛に提出しなければならない（送付の場合は必着のこと。）。提出方法は、持参又は送付すること。また、入札者は、該当書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出期限
令和7年12月11日（木）16時30分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 入札書の提出方法
ア 持参もしくは郵送による。
イ 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年12月12日11時00分開札〔旧駒岡清掃工場産業廃棄物収集運搬処分業務（泡消火薬剤）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
ウ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年12月12日11時00分開札〔旧駒岡清掃工場産業廃棄物収集運搬処分業務（泡消火薬剤）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
ア 提出方法
原則として所定の質問書にて作成し、電子メールにより提出すること。
イ 提出先及び提出期限
上記2宛に、令和7年12月3日（水）12時00分までに提出すること。
ウ 回答方法
原則として、令和7年12月5日（金）以降、環境局HPに掲載する。
なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うこととし、すべて
- (5) 入札の無効
本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。
イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年12月12日（金）11時00分

駒岡清掃工場1階 中会議室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 免税事業者であることの申し出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出することとする。

(6) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅延なく契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

「契約書及び約款」のとおり

7 その他

(1) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。
また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(2) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2と同じ。

イ 提出方法

提出は持参のみ受け付けることとする。